

令和3年9月24日

報道関係者 各位

市川市長 村越 祐民

生活保護変更決定取消請求事件の敗訴判決を受けた本市の対応について

去る9月10日、千葉地方裁判所において、生活保護変更決定取消請求事件について、市川市敗訴の判決が言い渡されました。

本件は、平成28年当時、生活保護法（厚生労働省所管）に基づく生活扶助を受けていた原告が、更生保護法（法務省所管）に基づく「応急の救護の措置」（当初、双方とも「更生緊急保護」と認識していました。）を受けていることを理由として、本市福祉事務所長より、当該生活扶助を削除する旨の「保護の変更決定」を受けたことから、その決定の取消しを求めて訴えを提起したものです。なお、本件は、生活保護の事務が地方自治法に基づく法定受託事務であることから、本市からの関与の求めに応じて、国も参加しております。

本市は、この「保護の変更決定」を行うに際し、事前に国の機関等にその取扱いを確認し、原告の支援団体に対して丁寧に聞き取りをする等最善を尽くした調査をしていることから、現在も当時の判断に誤りはなかったものと考えております。しかしながら、裁判の過程において、原告が受けていた「応急の救護の措置」の具体的な内容などがその時に初めて提示されたこともあり、結果として、本市の主張は認められませんでした。

本件において、本市の主張が認められなかったことは誠に残念ではありますが、判決内容を精査し、熟慮を重ねた結果、原告の利益を最優先し、控訴しないこととしました。尚、原告に対する生活扶助の支給は、平成28年5月下旬から再開していることを申し添えます。

本件では、「応急の救護の措置制度」が存在するものの、実態は国の予算に制約がある上、手続も煩雑なことなどにより、必要な方に十分な支援が行えていないことや、「応急の救護の措置」と「生活保護」との併給が可能な場合の取扱いが不分明であることなどの問題点も明らかとなりました。そこで、判決内容も踏まえ、本市としては、次の2点について国に要望することとしました。

- (1) 「更生緊急保護」及び「応急の救護の措置」について、予算を含め、制度の更なる拡充を図られたいこと。
- (2) 「応急の救護の措置」と「生活保護」との両制度による併給が可能な場合の取扱いについて、基準を明確にして頂きたいこと。

本市といたしましては、引き続き、適切な生活保護行政の運営に努めてまいります。

【本件に関する問い合わせ先】

市川市福祉部 生活支援課長 吉田 賢樹
047-383-9542（直通）